

総行安第35号
平成31年4月24日

秋田県企画振興部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561

総行安第35号
平成31年4月24日

新潟県総務管理部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561

総行安第35号
平成31年4月24日

山梨県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561

総行安第35号
平成31年4月24日

広島県地域政策局長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
